

公共施設の使用料設定・利活用にあたっての 基本方針

【令和 7 年度改訂版】

・黄色網掛け：事務局（当初案）で修正提案を行った箇所

・水色網掛け：審議会意見等を踏まえて追加修正を行った箇所

令和 7 年●月

多摩市

目次

I	基本方針の改訂について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	基本方針策定の経緯	
2	使用料の改定	
3	基本方針の改訂	
II	基本方針の3本の柱・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	利用者負担の原則（第1の柱）	
2	共通的な算定ルールの確立（第2の柱）	
(1)	基本ルール	
(2)	原価について	
(3)	施設の性質別分類・利用者負担率	
(4)	基本ルールによらない算定を認める場合の要件	
(5)	指定管理者導入施設における取扱い	
(6)	市民・利用者に対する算定のしくみと利用状況等の公表	
3	柔軟で戦略的な料金設定・利用方法（第3の柱）	
(1)	減免基準	
(2)	柔軟な使用料設定・利用方法	
(3)	市外利用者の取扱い（市外料金の原則）	
(4)	営利等利用の取扱い（営利等加算の原則）	
(5)	効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の検討にむけて	
III	使用料の改定・基本方針の改訂・・・・・・・・	12
1	改定上限率	
2	使用料の単位	
3	使用料・基本方針の検証周期	
4	附帯設備（備品等）の使用料設定	

I 基本方針の改訂について

1 基本方針策定の経緯

- 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、多摩市使用料等審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ、平成17年3月に策定したものです。
- 策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、市としての「統一的な基準（指標）」をつくることを目的に、当時の審議会に諮問し、答申を受けて策定しました。

2 使用料の改定

- 基本方針に基づき、これまで5回の使用料改定を実施しました。

第1回改定	平成18年7月	無料・減免規定の見直し
第2回改定	平成21年4月	基本ルールによる算定を行ったが、算定の結果、使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成25年1月・4月	基本ルールによる算定に基づき改定
第4回改定	平成28年4月	基本ルールによる算定に基づき改定
第5回改定	令和2年4月	基本ルールによる算定に基づき改定

- 基本方針において、使用料は4年ごとに見直すこととしていることから、令和6年度の使用料改定についても庁内での検討を行いました。コロナ禍の影響から、使用料計算の算定基礎となる過去年度の原価算定が困難であると判断し、令和6年度の見直し時は、従前の使用料を据え置くこととしました。

3 基本方針の改訂

【これまでの経緯】

- 平成17年3月の基本方針の策定時、「使用料の見直しを3年ごと、基本方針の見直しを6年ごと」と定めていましたが、策定後6年が経過した平成23年度は、まだ基本方針の算定ルールに基づいた使用料改定を実施していなかったことから、基本方針の改訂は行わず、現行の基本方針を継承することとしました。
- その後、基本方針策定から12年が経過し、その後の社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化、また、新たな行政課題に対応していく必要性などの観点から、平成29年4月に審議会の答申を受けて、同年5月に基本方針の改訂を行いました。
- その際、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを踏まえ、「使用料の見直しを4年ごと、基本方針の見直しを8年ごと」に改めました。

【今回の改訂にあたって】

○今回の改訂は、前回の改訂から 8 年が経過し、コロナ禍以降のライフスタイルの変化や物価高騰などの影響を踏まえ、時代の変化にあわせた適正な利用者負担と施設利用のあり方を検討するため、令和 7 年●月に審議会の答申を受けて、見直しを行うものです。

○見直しにあたっては、これまでの使用料改定による成果や課題などをふまえて、審議会に諮問し、審議会からの答申を受けて、改訂することとしました。

○この「基本方針【令和 7 年度改訂版】」は、審議会からの答申を受けて、多摩市行財政改革推進本部会議において改訂内容についての協議を経たうえで、パブリックコメントを実施し、市として決定したものです。

Ⅱ 基本方針の3本の柱

基本方針では、「利用者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルール確立」、「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」を、3本の柱として位置付けます。

1 利用者負担の原則（第1の柱）

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然金額が低ければ低いほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担するということになります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「利用者負担の原則」を基本方針の第1の柱とします。

なお、平成29年度の改訂から、上記のような考え方について、広く理解いただくために、「受益者負担の原則」という表現に代えて、「利用者負担の原則」という表現を用いています。

2 共通的な使用料算定ルールの確立（第2の柱）

使用料算定のルールを、共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を「基本ルール」とします。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】

施設の維持管理・運営にかかる経費		
施設の利用にかかる経費		オープンスペースにかかる経費
←利用者の負担率→	←税による負担率→	
利用者による負担	税による負担	税による負担
← 使用料の目安 →		

催しなどに要する経費
↑ 除外

(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる費用）については、行政で使用されている会計に民間企業的な会計手法を用いた、行政コスト計算という手法を基本に算出します。

行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した１年分の費用を、【表１】の項目により把握します。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や備品購入や委託料等の物件費などと共に、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（使用などによる固定資産の価値の減少分）等が含まれます。

減価償却費などの「資本に関する経費」については、税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設が整備されている多摩市においては、施設の老朽化による改築や大規模修繕、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めた税負担と利用者負担とのあり方を考えていく必要があります。

したがって、施設の利用にかかる利益と負担の対応関係を明確にしながら、利用者を含めた市民全体が納得する使用料の金額としていくためにも、まず、減価償却費等も含め、施設の維持管理や運営等にかかる全ての項目にかかる費用を原価とし、施設毎の性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定して、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

なお、計算にあたっては、施設で行われる催しなどに要する経費については原価から除外します。

【表１】行政コスト計算の手法による費用の項目

区分	項 目	説 明
施設の維持管理・運営に関する経費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費や退職給与引当金繰入等
	物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
	維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
	補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など
資本に関する経費	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	公債費（利子分のみ）	当該年度に返済した公債費の利子分
	債務負担行為支出額（利子分のみ）	割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分

【特記事項】

① 人件費の算出について	他の業務を持つ場合や、他の施設と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します
② 併設施設の取扱い	施設全体にかかる光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します
③ 減価償却費について	減価償却費は、取得価額÷耐用年数により算出します

④ 施設の年間維持管理経費について	施設の年間維持管理経費は、直近 3 ヶ年度の実績の平均を用います。ただし、天災や感染症の流行、その他予期せぬ要因により、実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合は、当該年度の実績を原価計算から除外することができるものとします。
-------------------	---

○会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$ を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$$

○個人利用施設の場合の原価計算

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設利用者目標数} = \text{一人当たりの原価}$$

(3) 施設の性質別分類・利用者負担率

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設ごとの性質（必需性、市場性・収益可能性、地域施設か全市的施設か）を考慮しながら、施設を分類し、その施設の性質の度合いに応じて、利用者による使用料と市民が納める税で適正に負担を分かち合うようにします。

負担の公平性、公正性を確保するため、以下の3つの基準により施設を性質別に分類し、新たな「性質別分類表」により各施設の性質別負担率を定め、施設ごとの利用者負担率を再整理します。

ア 性質別分類の基準

○ 基礎的か基礎以上かによる基準（必需性）

基礎的 (必需的)	高い ↑ ↓ 低い	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 →民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い
基礎以上 (選択的)			

○ 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）

民間による 提供なし (非市場的)	低い ↑ ↓ 高い	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない（困難な）施設
		イ	○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設
民間による 提供あり (市場的)			

※ 近年、オンラインコミュニティなど、インターネット上で交流や活動を行うサービス（以下、「オンラインサービス」と言う。）が民間で数多く提供されています。しかし、これらのサービスは無数に存在しており、類似施設の提供の有無を確認することが事実上不可能です。また、公共施設のような物理的な施設で提供されるサービスとはコストの算出方法が異なり、民間による収益性の判断が困難であることなどから、類似施設の提供の有無を判断する際にはオンラインサービスは比較の対象外とします。

○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域（市外）を対象としている施設

イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、2つの基準が交差する箇所をAからEまでの5つの分類とします。この分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まります。

さらに、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、施設の性格を踏まえ、使用料収入をあげることよりも、より利用してもらう（稼働率を上げる）ことを重要視していることから、「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとします。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし (非市場的) ↑ 民間による提供あり (市場的)	ア イ ウ	C 【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%	B 【利用者負担】 25% 【税(市民)による負担】 75%	A 【利用者負担】 0% 【税(市民)による負担】 100%
			D 【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%	C 【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%	B 【利用者負担】 25% 【税(市民)による負担】 75%
			E 【利用者負担】 100% 【税(市民)による負担】 0%	D 【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%	C 【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%
			Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
			基礎以上 (選択的)	基礎的 (必需的)	
			基礎的か、基礎以上か		

ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の性質別分類及び利用者負担率は下表のとおりです。「地域施設」に該当する「コミュニティセンター」と「地区市民ホール」、「コミュニティ会館」は分類「B」です。

分類	利用者負担率	施 設			基本ルールによらない算定を認める施設
A	0%	児童館	老人福祉館		
B	25%	コミュニティセンター	地区市民ホール	コミュニティ会館	
C	50%	公民館（会議室） 総合福祉センター 旧多摩聖蹟記念館 市民活動交流センター（教室）	消費生活センター 資源化センター 古民家 図書館活動室	TAMA女性センター 公園内有料施設	陸上競技場 武道館 ハケ岳少年自然の家 市民活動交流センター（体育館等）
D	75%	公民館（ホール・ギャラリー）	温水プール		総合体育館 屋外スポーツ施設 パルテノン多摩 学校開放施設 駐輪場
E	100%				駐車場

※ 条例で使用料を定めていない家庭菜園などの施設は、本基準に準ずるものとします。

(4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件

基本方針による算定ルール（基本ルール）を使用料算定の原則としますが、下記の理由により基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとします。

- ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合
小中学校、図書館
- イ 法令などにより算定基準が定められている場合
市営住宅
- ウ 提供されるサービスの対価による場合
保育園、学童クラブ
- エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合
 - ・ 利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
 - ・ 類似施設との競争力を保つ
 - ・ 民間施設との整合性を図る
 - ・ 原価の算出が困難 など

(5) 指定管理者導入施設における取扱い

指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）導入施設のうち、利用料金制を導入している施設について、本基本方針の見直しの対象となるのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額です。

これら施設の利用料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認するものであり、条例上では、その上限額の設定にとどまることから、利用料金制度を導入している施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直す必要があります。

(6) 市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっていて、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっていて、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民の方にあまり知られていない状況にあります。

市民の方への情報共有については、従来からも課題となっていましたが、これらを広く公表するしくみをつくり、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得るとともに、各施設の設置目的や利用状況について共有することにより、施設の有効活用の手法についても、市民の皆さんとともに考えていくこととします。

3 柔軟で戦略的な料金設定・利用方法（第3の柱）

使用料の無料・減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、減免規定を適用する場合には、減免を行う必要性和施設の利用の促進のバランス等を考慮しながら、市民の皆さんにもわかりやすく、納得度の高い料金設定を行います。

一方で、公共施設を将来にわたり、安心して、持続可能な形で使い続けていくには、維持管理コストとのバランスや政策的な判断等も踏まえながら、さらなる有効活用の取組についても検討していく必要があります。そのため、第2の柱でも掲げた「共通的な使用料算定ルール」を前提としながらも、施設の有効活用の視点で利用率や市民サービスを向上させるため、施設の利用状況や地域・社会の変化を的確に把握した上でニーズにあわせた料金設定や利用方法を柔軟に設定できるものとします。

また、公共施設の将来的なあり方を見据え、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、その原因を分析し、経営的な視点から戦略的な使用料設定や利用方法の見直しを行うことで、利用率向上に向けた工夫を行うこととします。

(1) 減免基準

減免規定を適用する場合には、原則として下記の項目の中で対応します。

なお、過去の減免基準においては、各団体の「構成員の過半数」を占める場合に対象としていましたが、市内利用団体の現状を踏まえ、さらなる施設の利用促進のために、今回の改訂により基準を緩和し、「構成員の半数以上」と改めることとしました。

区 分	減免の内容	備 考
市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合	免除	行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校が利用する場合	免除	幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
構成員の半数以上を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、または中学生以下の児童・生徒が個人で利用する場合	2分の1 減額	子どもの健全育成を図るため。
構成員の半数以上を障がい者が占める団体が利用する場合、または障がい者が個人で利用する場合	2分の1 減額 介助者 免除	障がい者の社会参加の促進を図るため。 (介助者の免除は障がい者が個人で利用する場合に適用。)
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	減額 または免除	適用する場合は、理由を明確にする。

※個人で利用する場合とは、例えば「大人 100 円」というように、個人単位での料金設定をしている施設の利用を指します。

○下記の項目については、必要に応じて配慮します。

区 分	減免の内容	適用施設
構成員の半数以上を高齢者が占める団体が利用する場合	減額	高齢者の社会参加を促進する観点から、利用が特に多く見込まれる施設に適用 (総合福祉センター)
構成員の半数以上を高校生(中学生以下の児童・生徒を含む。)が占める団体が利用する場合、または高校生が個人で利用する場合	減額	高校生の居場所づくり、健全育成の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (公民館等)
高齢者が個人で利用する場合	減額 (シニア料金)	高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (温水プール等)

(2) 柔軟な使用料設定・利用方法

施設の有効活用の観点から、施設管理者は、以下に掲げる範囲の中で、施設の状況に応じて、柔軟に使用料や利用方法を設定するよう、積極的な検討を行うものとします。
 なお、利用承認にあたっては、直前になっても利用の予約が入っていない場合など、施設管理者は、他の利用者や施設運営に支障がない範囲内で、利用の承認を行います。

区 分	内 容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。
個人利用	団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等についても、多様化する利用ニーズを踏まえ、個人での使用を認めることができます。

(3) 市外利用者の取扱い(市外料金の原則)

これまで市外利用者については、公平な負担の観点から割増(許容できる範囲は、算定された使用料の200%まで)をすることが「できる」と定めていました。しかし、本来、公の施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、その管理運営には市税が充てられていることから、市外利用者のコストを市税(市民)で負担することは適切ではありません。

そのため、利用者負担の原則を徹底しながらも、公共施設の有効活用の観点から、空いている利用枠を市外利用者に利用していただくことを促進するため、市外利用者が利用する場合は、原則として、すべての施設で市外料金(算定された使用料の200%を基本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設及び指定管理者制度導入施設は除く。)を定めるものとします。

また、市外利用者の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市外利用者の利用が特に多いと認められる施設の場合は、予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができます。

ただし、多摩市自治基本条例に規定する市民（市内在勤者・在学者等）については、市民と同様の取扱いができることとします。

(4) 営利等利用の取扱い（営利等加算の原則）

営利・営業・宣伝等を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算（算定された使用料の200%を基本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設及び指定管理者制度導入施設は除く。）を設定するものとします。

予約の開始時期など利用における取扱いについては、市外利用者の場合と同様に、営利等利用により市民の利用に支障が生じる場合は、市民と差を設けることができます。

また、営利等利用の場合は、早期割引など、各種割引の対象外とします。

※ 利用の可否については、施設の利用状況や特性等を踏まえ、施設ごとに判断することとします。

※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で利用するなど、経済的な利益を生じさせる、または生じさせる可能性がある行為は、営利等利用に該当するものとします。

※ 非営利団体や個人など、営利を目的とする法人でない場合であっても、営利等行為に該当する利用を行う場合は、営利等加算の対象となります。

※ 前述の市外利用者にも該当する場合は、市外料金として算出された金額に対し、さらに営利等加算を行い、最終的な使用料を決定することとします。

（例：使用料500円の施設で、市外料金と営利等加算の適用を受ける場合は、
 $500 \text{ 円} \times \text{市外料金} (200\%) \times \text{営利等加算} (\text{市外料金として算出された金額の} 200\%) = 2,000 \text{ 円}$

(5) 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の戦略的検討にむけて

使用料算定においては、人件費や維持補修費を含む、施設の維持管理・運営に関する経費が使用料の原価計算の基礎となることから、市は施設の効果的・効率的な管理運営や業務の見直しなど、多角的な視点により経費削減に努めることとします。あわせて、利用満足度を高めるため、施設サービスの向上や支払方法の多様化等についても、経費とのバランスも考慮しながら、各種取組みの推進を検討することとします。

また、前述のとおり、本基本方針では、市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表を検討していくこととしていますが、施設によっては利用率が低い（使用料収入が少ない）施設も一定程度、存在しています。減免利用や公用利用が多い施設など、各施設によって利用特性があるため、利用率や使用料収入が低いことが、一概に課題であるとは言い切れませんが、少なくとも施設の有効活用という視点からは望ましいことではありません。

そのため、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、原因分析の上で利用率向上のため、適切な対応に努めることとします。その上で、利用状況の改善が見られない場合には、将来的には、施設の利用率をひとつの目安として、ハード面の検討（各施設の機能・サービスの転換等）を行うこととします。

Ⅲ 使用料の改定・基本方針の改訂

1 改定上限率

前述の方法による原価計算と性質別負担率により、「使用料の目安」が決定します。

しかしながら、「使用料の目安」が「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となります。

そこで、使用料の改定により「使用料の目安」が、「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合、利用者の急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※ 個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

2 使用料の単位

使用料の単位は100円単位を基本とし、100円未満の端数は四捨五入します。

(減免後の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

3 使用料・基本方針の見直し周期

【使用料：4年ごとに検証 基本方針：8年ごとに検証】

「利用者負担の原則」から、維持管理経費の変動を定期的に使用料に反映させ、適正な額に改定していくことが必要であるものの、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、周知期間等も考慮に入れると、一定期間の時間的な間隔を確保した方が望ましいことから、使用料の検証周期は、従来どおりに4年ごととします。

なお、検証の結果、実際に使用料改定を行うかについては、維持管理経費の変動だけでなく、その時点での社会情勢や本市の財政状況等も踏まえて、総合的に判断することとし、改定を行う際には、原則として、すべての施設の使用料を一斉に改定します。

ただし、指定管理者の更新や大規模改修を控えている施設等は、一斉改定とは異なる適切な時期で使用料改定ができることとします。

基本方針の検証は、使用料の検証周期にあわせて８年ごととします。検証の結果、実際に基本方針の改訂を行うかについては、その時点での社会情勢や本市の財政状況に加え、公共施設のマネジメントに対する関連計画の内容等も踏まえて、総合的に判断することとします。

4 附帯設備（備品等）の使用料設定

公共施設における附帯設備（備品等）については、引き続き良好な状態で市民の利用に供していくために、維持費や買い替え費用の一部を負担していただくという考え方から、使用料を設定することとしますが、一つひとつの備品に対し、個別で料金を設定し徴収する実益が薄いことから、施設に一体的に備わっている附帯設備（備品等）の使用料については、現在の使用料設定の体系を基本とし、施設使用料に含むものとして取扱います。

ただし、ピアノやスポーツ施設における夜間照明設備など、付加価値を付ける設備や特定の者のみが利用する設備のうち、利用の有無により別途の経費が一定程度発生するものについては、共通的な使用料算定ルールを当てはめるのが困難なため、通常の施設使用料とは区別し、個別に使用料の設定や見直しを行うこととします。

<設定例>

- ピアノについては、調律など特別な管理行為が利用の前提であり、サービスの品質に直結していることから、調律等の維持費と実利用時間をもとにした料金設定を行います。
- スポーツ施設における夜間照明設備の使用料は、稼働率が経費に直接影響していることから、電気代等の実費を根拠に算出し、料金設定を行います。